

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年2月23日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

資金管理団体指定取消等届

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
福田 衣里子	福田えりこ後援会	平成26年12月31日
野村 博文	東部飛躍会	平成26年12月31日
片淵 雅夫	雅誠会	平成27年12月28日
浦川 圭一	うらかわ圭一後援会	平成27年12月31日
金澤 秀三郎	金澤秀三郎後援会	平成27年12月31日
野口 三孝	野口三孝後援会	平成27年12月31日
福田 博彦	福田博彦後援会	平成27年12月31日